

(7) 健康危機への対応

健康危機に備えて

新型インフルエンザ、エボラ出血熱やデング熱などの新興・再興感染症の脅威、食中毒、危険ドラッグの乱用など、多様化する健康危機から都民の健康と安全を守るための取組を進め、健康危機管理体制の充実を図っています。

健康安全研究センター

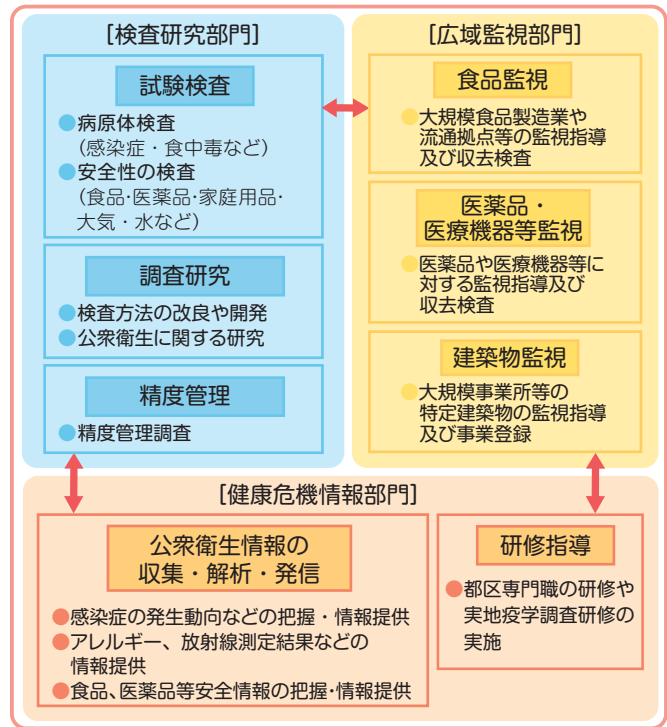
健康危機に対応した都の様々な施策を科学的・技術的に支えており、検査研究部門、広域監視部門及び健康危機情報部門が密接に連携し、右のような業務を行っています。

都民の生命と健康を守るため、健康危機全般にわたる情報を一元的に収集・解析・発信するとともに、健康危機発生時に迅速かつ機動的に対応可能な危機管理体制を確保しています。

HP <http://www.tokyo-eiken.go.jp/>



検査風景



感染症対策

国際化の進展とともに、これまで国内での発生がない新たな感染症の発生リスクが高くなっており、こうした感染症の脅威に的確に対応するための対策の強化が必要です。東京都は、平成30年3月に改定した「東京都感染症予防計画」に基づき、感染症への備えと対策を推進していきます。

感染症発生動向調査

医療機関から報告される感染症発生状況等の情報を、保健所・都・国を結ぶオンラインシステムにより迅速に収集・解析し、その結果を都民及び医療関係者などへ提供・公開します。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課・健康安全研究センター)

感染症指定医療機関

エボラ出血熱などの一類感染症に対応可能な病院を4か所、MERS（中東呼吸器症候群）などの二類感染症に対応可能な病院を10か所指定しています。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

医療費の公費負担

法に基づく入院勧告又は措置により感染症指定医療機関で医療を受けた一類又は二類感染症などの患者の入院医療費を負担します。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

感染症健康危機管理情報ネットワーク

都、保健所、感染症指定医療機関、アジア各都市の感染症対策従事者等による情報ネットワークを構築し、迅速な情報の共有化を図るとともに、集約した情報を基に適切な感染拡大防止策を講じます。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

■感染症健康危機管理情報ネットワーク

①感染症情報ネットワークシステム

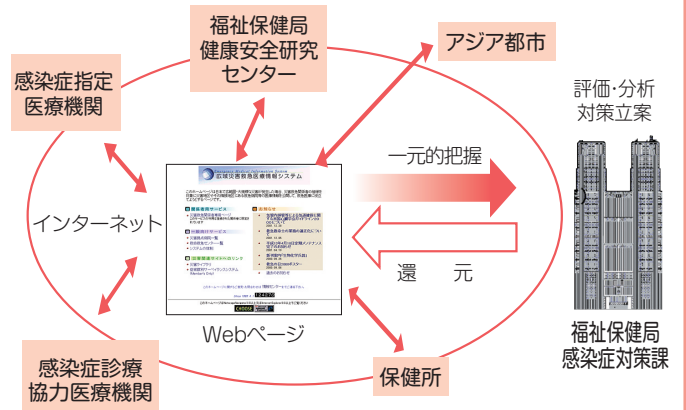
感染症に係る情報を一元化し、情報セキュリティを確保しつつ、関係機関の意見交換等を実施する感染症専用のネットワークシステム

②診療情報迅速把握システム

- ・一類感染症等が発生した場合に、医療機関からの診療情報など患者に係る情報を継続的・効率的に把握するシステム
- ・インフルエンザや麻しん等の検査の依頼や結果の通知
- ・感染症集団発生時における都内各保健所間での情報共有

③疑似症サーベイランスシステム

不明疾患の発生状況を症例別に収集することにより、新型インフルエンザや生物テロ等の発生を早期の段階で把握するシステム



蚊媒介感染症対策

輸送手段の発達等による流行国からの病原体の侵入や、地球温暖化等による蚊の生息域拡大などにより、デング熱やジカウイルス感染症など蚊が媒介する感染症の流行が懸念されており、蚊の発生を抑制するため、施設管理者や都民への情報提供、普及啓発のほか、蚊の生息調査及びウイルス等保有調査を実施しています。

また、検査・医療体制の整備や発生時における調査、蚊の駆除等の実施体制を整えています。

(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課、感染症対策課、健康安全研究センター)

基礎研究の推進

公益財団法人東京都医学総合研究所において、デング熱に対する感染予防効果の高いワクチンの開発につながる基礎研究を推進します。

(福祉保健局総務部企画政策課)

一類感染症等対策

患者発生時における感染症指定医療機関への搬送体制を整備するとともに、搬送スタッフや指定医療機関の従事者の感染防護具の充実、定期的な訓練の実施により、発生時の体制を強化しています。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

都民等への感染症対策の普及啓発

感染症全般に係る正しい知識を持ち、適切な対応が

とれるよう、海外旅行者や外国人入国者に啓発用パンフレットを配布するとともに、企業等における取組を支援するため研修資材の提供などを行います。

また、医療機関における感染防止対策の徹底を図ります。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会に向けた感染症対策

東京 2020 大会の開催に向け平成 29 年度に策定した対処要領に基づき、訓練等による検証を行いながら、大会期間中における感染症の発生に備えた情報収集体制や関係機関との連絡体制を整備するなど、感染症対策を強化していきます。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

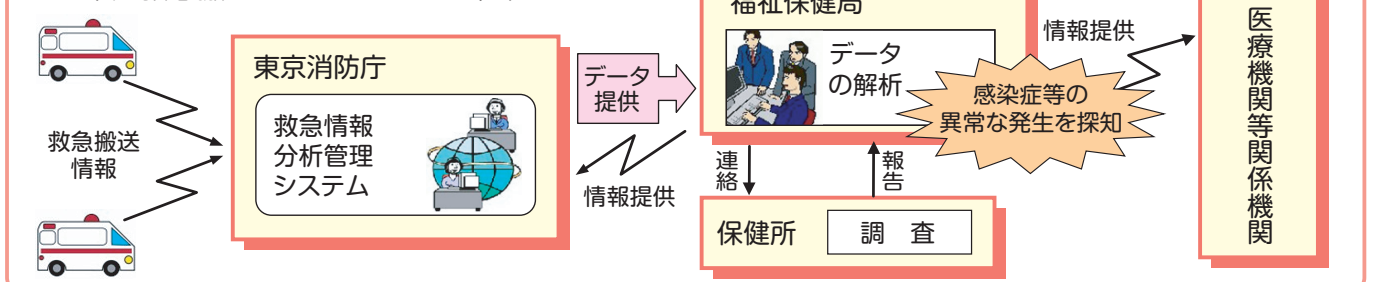
感染症救急搬送サーベイランス

東京消防庁の救急情報分析管理システムからデータ提供を受け、救急搬送時の症状等の情報を迅速に収集・解析します。

解析結果を受けて、異常な事態を探知した場合に、保健所等で地図システムを活用し、発生場所・他地域での発生状況等を確認し、医療機関に速やかに情報提供する体制を整備しています。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

■感染症救急搬送サーベイランスの仕組み



アジア感染症対策プロジェクト

アジア感染症対策プロジェクト会議や人材育成研修、感染症情報ネットワークシステムを通じて、アジア各都市の行政機関・医療機関・研究機関などの医師・研究者が、感染症対策などの情報交換を行います。

また、プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題についての調査研究を行い、各都市の対策に活用します。

さらに、感染対策従事者を海外の専門機関に派遣し、国内では症例の少ない感染症についての対応策を学び、対応力の強化に役立てます。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

新型インフルエンザ等対策

○新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザや同様の影響を及ぼすおそれのある新感染症の発生に備え、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき発生情報の早期把握、地域保健医療体制の強化、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、健康危機管理の観点から対策を行っています。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

○地域保健医療体制の強化

保健所や医師会等の関係機関と連携し、発生段階に応じた地域保健医療体制の強化を図ります。「感染症

医療体制協議会」を設置し、地域医療確保計画の策定を行っています。また、感染症指定医療機関の管轄区域を基本とした10か所のブロックごとに「感染症地域医療体制ブロック協議会」を設置し地域の実情に合わせた保健医療体制の確保を図っていきます。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

○医療機関の確保

都内発生早期において、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の診療や確定診断までの経過観察を行う感染症診療協力医療機関と、都内感染期において、入院医療が必要な患者を積極的に受け入れる感染症入院医療機関を確保しています。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

○医薬品・医療資器材の確保

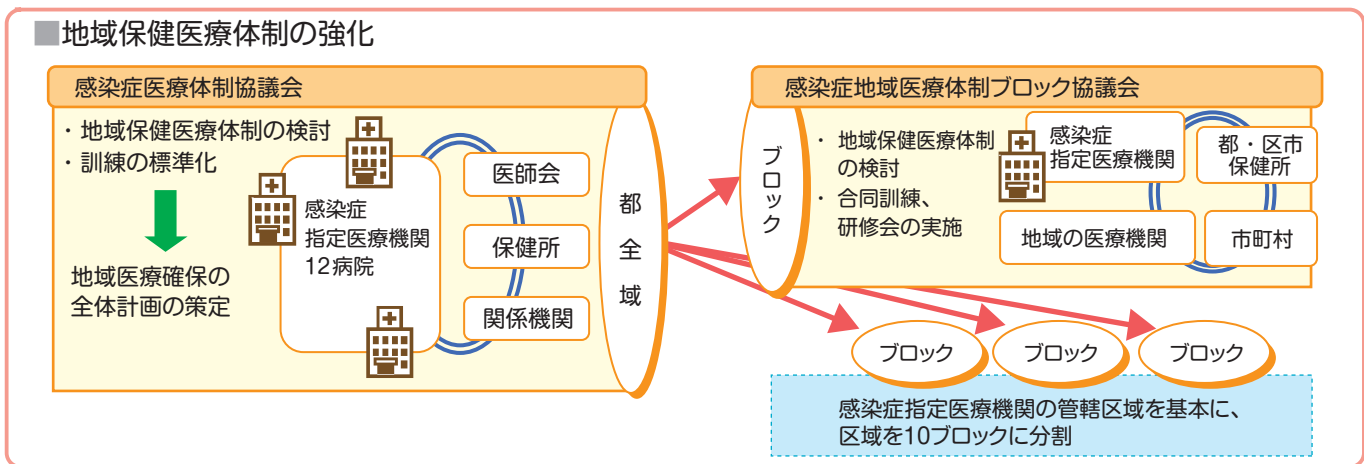
抗インフルエンザウイルス薬や患者と濃厚に接触する医療・防疫・搬送従事者の感染を防ぐための防護具等の医療資器材を備蓄しています。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

○都民に対する情報提供

新型インフルエンザ等発生時の混乱を回避するため、都民や医療従事者等に対し、新型インフルエンザ等に関する正しい知識や対応方法等の普及啓発を行っています。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)



結核対策

事業者や区市町村などが実施する結核の定期的健康診断・予防接種に加え、患者に対する療養支援や医療費の公費負担、患者の家族等接触者に対する健康診断など、法律に基づいた対策を実施しています。

また、結核発生動向を迅速に収集・解析し、その結果を都民や医療関係者などに公表するとともに、結核に関する正しい知識の普及に努めています。

(福祉保健局健康安全部感染症対策課、健康安全研究センター)

結核地域医療ネットワーク推進事業

連携パスを兼ねた服薬ノート(※)の普及を進め、保健所・医療機関・薬局などが連携して結核患者へのDOTS(直接服薬確認療法)を実施し、治療を中断し

ないように支援する体制を確立します。

※結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール

(福祉保健局健康安全部感染症対策課)

HIV/エイズ対策

都内保健所や東京都南新宿検査・相談室(平日夜間、土日に通常検査を実施)、東京都多摩地域検査・相談室(土曜日に即日検査を実施)で、HIV検査(匿名・無料)を実施するとともに、保健所や、「東京都HIV/エイズ電話相談」でHIV/エイズについての相談を実施しています。

また、若者がエイズについて主体的に学び、交流す

る機会を提供するとともに、職域向けにパンフレットの配布や講演会を行うなど、対象者の特性に合った啓発に取り組んでいます。加えて、エイズ診療協力病院の確保及び連携、医療従事者向け講習会の実施、エイズ専門相談員の派遣によるHIV陽性者の療養生活の支援を行っています。（福祉保健局健康安全部感染症対策課）

性感染症対策

一部新規

都内保健所や都の検査相談室では、HIV検査とともに梅毒などの性感染症の検査を希望者に匿名・無料で実施しています。

また、近年急増している梅毒についての啓発リーフレットを高等学校、大学、企業、医療機関等に配布するとともに、診断力向上のために都内医療機関向けの研修会を実施しています。

（福祉保健局健康安全部感染症対策課）

ノロウイルス対策

集団発生事例の疫学的研究、迅速検査法の活用、施設や学校での対策の普及啓発等により、感染予防に努めます。

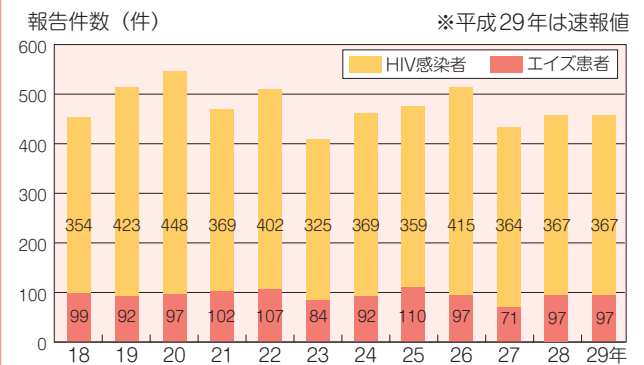
（健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部感染症対策課、食品監視課）

ハンセン病対策

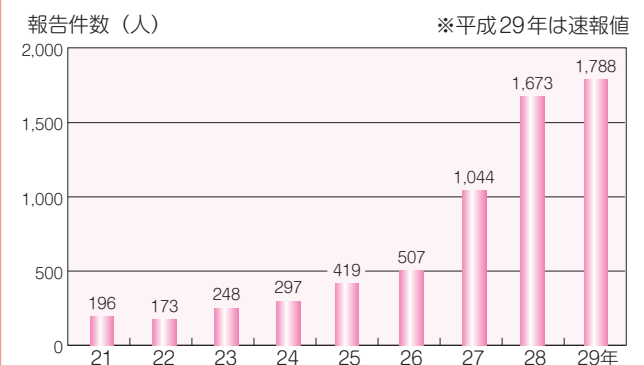
ハンセン病に関する正しい知識の普及に努めるとともに、東京都出身のハンセン病療養所入所者への支援として家族への生活援助などを行っています。

（健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部感染症対策課）

HIV感染者・エイズ患者報告数の年次推移(東京都)



梅毒患者報告数の年次推移



食品の安全

都は、東京都食品安全条例に基づき、「食品安全推進計画」を策定し、生産から消費に至るまでの食品の安全確保に向けた様々な施策を総合的・計画的に推進しています。

東京都食品安全条例

食品の安全確保に向けた基本的な方向性を示すとともに、東京の地域特性を踏まえ、都独自の健康への悪影響の未然防止策を盛り込んでいます。

（福祉保健局健康安全部食品監視課）

食中毒対策

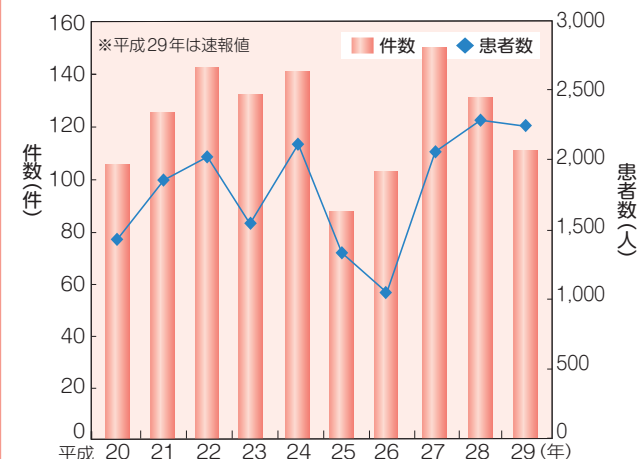
飲食店などを対象に衛生指導や衛生知識の普及啓発を行っています。また、食中毒発生時には、患者や関係施設の検査などにより発生原因を究明し、被害の拡大防止や再発防止に努めています。

（福祉保健局健康安全部食品監視課）

食品等の監視・検査

東京の地域特性を踏まえ、「食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、製造・流通・販売の各段階で監視・収去検査を行っています。また、輸入食品対策を「食品衛生監視指導計画」における重点事業の一つとして

最近10年間の食中毒発生状況の推移(東京都)



位置づけ、流通状況や海外情報を踏まえた効率的な抜き取り検査、新たな検査法の研究開発、輸入事業者の自主管理の推進等に取り組んでいます。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

営業施設の許可・監視指導

食品営業施設の許可事務を行うとともに、許可施設に立ち入り、衛生管理状況の監視指導、営業者に対する衛生教育などを行っています。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

食品表示の適正化

食品の安全性や品質、栄養に関する表示基準を規定する食品表示法や、原料原産地表示などを定めた東京都消費生活条例、米トレーサビリティ法、健康増進法などの法令に基づいて食品表示の検査や監視指導を実施しています。

また、食品事業者に対して正しい知識と情報を提供するため、新しい食品表示制度の普及啓発や適正表示推進者の育成を行っています。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

自主回収報告制度

食品製造事業者などが自ら食品衛生法違反などに気付き、その食品の自主回収を行う場合に都への報告を義務付け、都がその情報を都民に提供します。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

食品衛生自主管理認証制度

食品関係施設が取り組む自主的な衛生管理を積極的に評価する制度です。各施設の衛生管理の方法について、都が指定した第三者機関が審査し、都が定める基準を満たしていると認められる施設を申請により認証し、広く都民に公表します。

また、チェーン店等の衛生管理を認証する仕組み、既に ISO 等の国際規格等の認証を受けている施設を認証する仕組み及び衛生管理を段階的に評価する仕組みを導入しています。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

食品安全審議会

都民や事業者、学識経験者により構成される知事の附属機関として、食品安全推進計画など、都における食品の安全確保に関する施策を審議します。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

食品安全情報の提供

食の安全に関する正しい情報を共有するため、消費者・事業者・行政が食の安全について意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を開催するとともに、食品等に関する話題を提供する電子メールマガジン「食薬 e マガジン」を発行しています。

また、都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするホームページでの情報提供を行っています。

HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>

(健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部食品監視課)

食品安全情報の世界への発信

東京を訪れる人が安心して食を楽しめるよう、都や事業者の食の安全に関する取組等を世界に向け情報発信するとともに、飲食店等が外国人客に対してアレルギーの原因食品の情報を適切に提供できるよう支援しています。

(福祉保健局健康安全部食品監視課)

健康食品対策

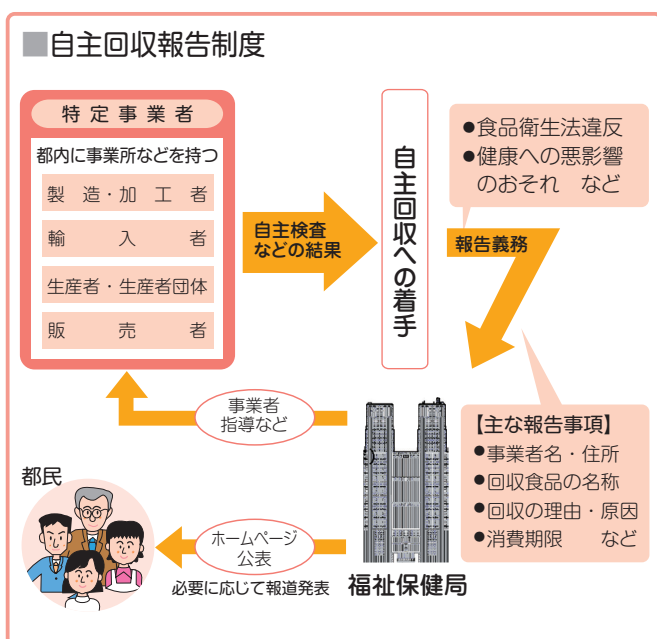
健康食品による健康被害の未然防止・拡大防止のため、表示や医薬品成分の検査、取扱事業者向け講習会、医療機関と連携した健康被害情報の収集を実施しています。

(健康安全研究センター)

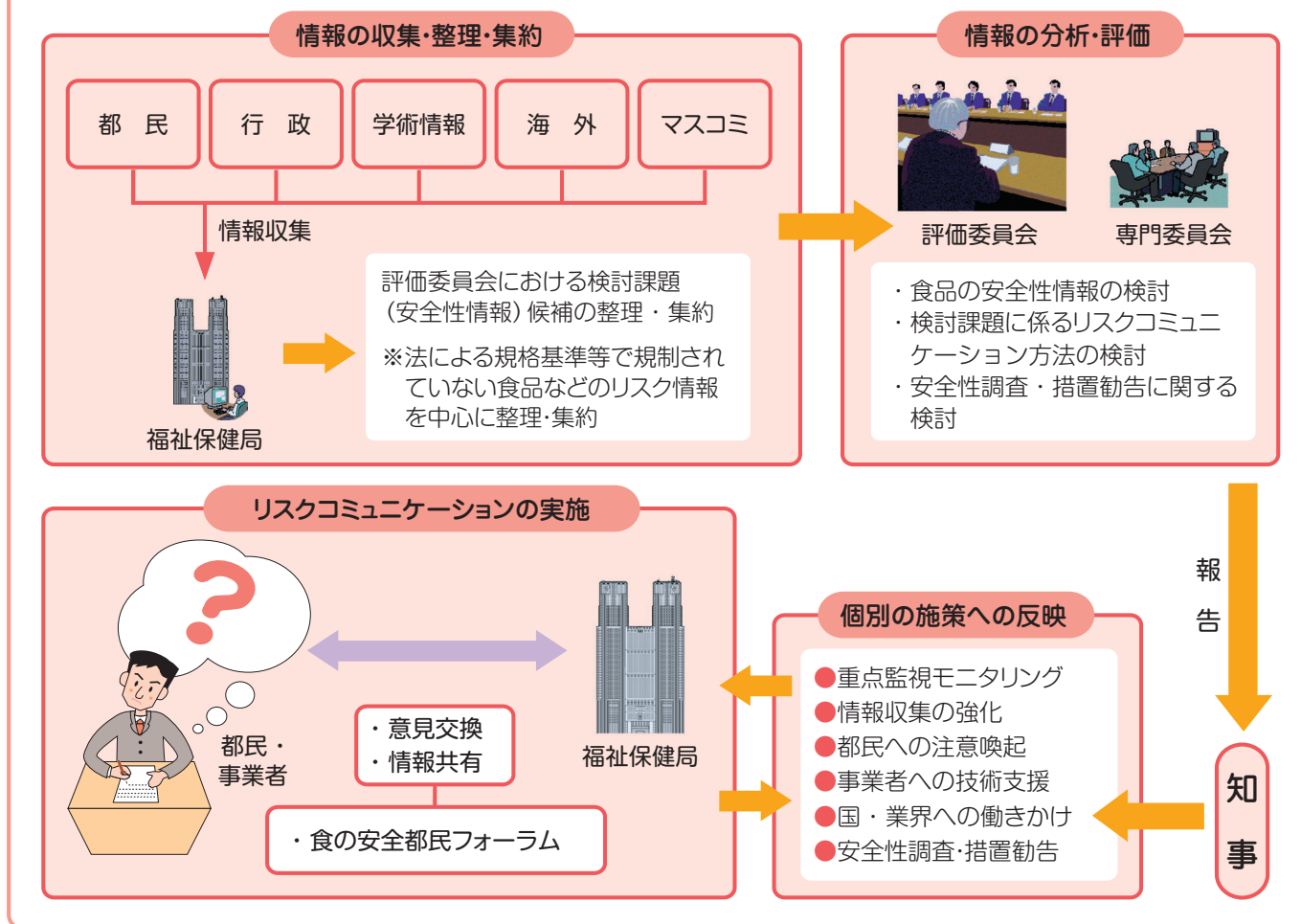
食品安全情報評価委員会

都民や学識経験者により構成され、食品等の安全性に関する情報の収集・分析・評価を行います。

(健康安全研究センター)



■ 食品安全情報の分析・評価から施策への反映までの流れ



医薬品等の安全

医薬品や化粧品は、私たちの健康や生活に密着した不可欠なものです。都では、医薬品等について製造から使用に至るまでいろいろな視点から品質、有効性、安全性の確保に取り組んでいます。一方、麻薬や覚醒剤などの乱用は、健康を害することになり、非常に危険です。さらに、次々と出回る新たな危険ドラッグの乱用も懸念されているため、これらの薬物に対する指導取締りや乱用防止啓発の充実など、総合的な対策を一層強化します。

医薬品等の承認・審査

都民に提供される医薬品及び医薬部外品の品質、有効性、安全性を確認するため、品目の承認・審査を行っています。
(福祉保健局健康安全部薬務課)

事業者の許可

医薬品等が適正な品質管理・安全管理の下で製造され、流通されるよう、製造販売業・製造業等の事業者の許可を行っています。
(健康安全研究センター)

事業者に対する監視指導

医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品及び医療機器の製造販売等を行っている事業者への立入調査（製品の品質確認のための製造所調査、副作用報告や安全確保措置確認のための事務所調査）を行っています。
(健康安全研究センター)

違反品等の指導取締り

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許認可を取得していない違反品について、指導取締りを行っています。健康食品については、医薬品成分が含有されていないか調査するため、買上げによる成分検査を実施しています。

また、危険ドラッグに関しては、ビッグデータ解析やサイバー薬事監視等により、国内外での流行動向を把握し、買上げによる成分検査を実施するなど、速やかな規制につなげる体制整備を行い、違反品の販売中止措置等による市場からの排除に努めています。
(健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部薬務課)

医薬品等の広告監視

テレビや雑誌、インターネットなどによる医薬品等の広告が虚偽誇大にならないよう、監視指導を実施し

ています。また、広告を行おうとする事業者に対して相談指導を行っています。（福祉保健局健康安全部薬務課）

身近な健康相談の支援

都民が地域の身近な薬局を活用して、医薬品や健康に関する不安を解消できるよう、手軽に薬局を検索できるWebサイトで情報提供しています。

HP <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>
 (福祉保健局健康安全部薬務課)

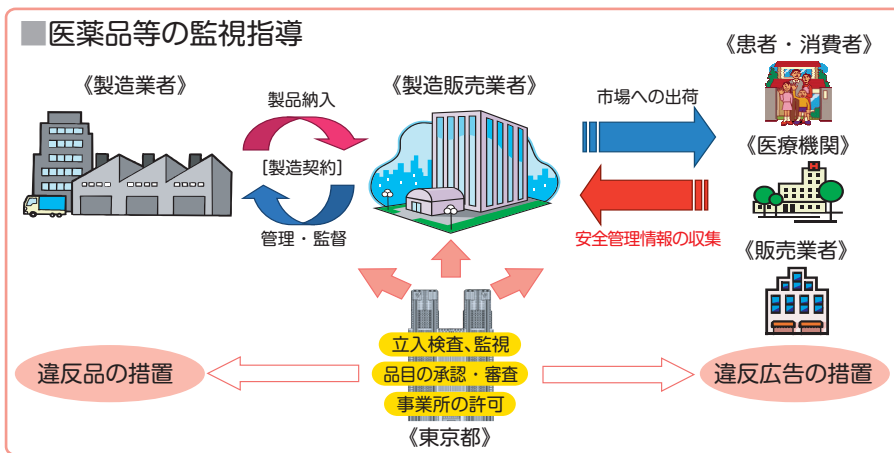


薬物乱用防止の啓発等

薬物乱用防止を図るポスター・標語の募集、薬物専門講師の養成、各種啓発資材の配布、専用サイトを活用した動画配信や危険性に関する情報提供による普及啓発のほか、麻薬中毒者相談員等による相談指導を行っています。


また、麻薬・向精神薬等取扱者の立入調査、不正な大麻・けしの抜去などの指導取締りを行っています。

HP http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/no_drugs/index.html
 (福祉保健局健康安全部薬務課)



平成29年度薬物乱用防止ポスター・標語最優秀賞受賞作品

<ポスターの部>



東久留米市立下里中学校 2年 勝又 颯太さん

<標語の部>

手を出すな
輝く未来は
これからだ

昭島市立福島中学校 2年 吉田 亮瑛さん

生活環境に起因する健康影響への対応

大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などが健康に与える影響が懸念されています。健康影響を未然に防ぐため、各種の保健施策、調査研究を実施しています。

医療費の助成

大気汚染の影響を受けると推定される疾病である、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫、慢性気管支炎に罹患している18歳未満の方で、都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有するなど一定の要件を満たしている方に対して、医療費を助成しています。

また、生年月日が平成9年4月1日以前で、有効な医療券をお持ちの方に医療費を助成しています。
 (福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

化学物質等ばく露量の調査

化学物質等による人へのばく露は食事が主要な経路の一つと考えられています。ダイオキシン類・重金属・放射性物質等について、一日の食事からの摂取量を調査し、健康被害の未然防止を図っています。

(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

シックハウスの対策

住居など建築物内の化学物質等に関する相談が多く寄せられているため、住まいの化学物質等についての相

談や情報提供を行い、室内環境の向上を図っています。
 (福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

大気汚染等の健康影響調査

大気汚染による健康影響についての調査研究や光化学スモッグによると思われる健康被害の発生状況の調査などを行っています。（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）

アスベストの健康相談

都内の保健所では、アスベストが原因と思われる健康障害に関する健康相談を行っています。

また、関係局が連携し、アスベストに関する最新の情報をホームページで提供しています。

(健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

HP http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/faq/air/asbestos/faq_05.html

シックハウス：

住宅等において、建材等に含まれる化学物質やカビ・ダニアレルゲンなどに起因する眼・鼻・皮膚への刺激症状やめまい・頭痛などの健康被害の総称

健康
危機
への
対応

アレルギー疾患対策

一部新規

平成29年度に「東京都アレルギー疾患対策推進計画」を策定し、総合的な取組を推進しています。

患者・家族等を対象とした講演会や、保育施設等の職員を対象とした緊急時対応のための研修などを実施しているほか、アレルギー疾患に関する情報を総合的に提供するポータルサイト「東京都アレルギー情報navi.」により、疾患の基礎知識、研修教材や緊急時対応マニュアル、医療機関の情報等を提供しています。

また、アレルギー疾患を持つ方が状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワーク構築や、研修等による医療従事者の資質向上に取り組んでいます。

(健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy/>

総合的な花粉症予防

花粉症の予防や症状の軽減に役立てるため、スギ・ヒノキ等の花粉の飛散状況の継続的な観測、解析を行い、花粉の飛散開始時期や飛散数等の情報をインターネットなどを通じて提供しています。また、小冊子「花粉症一口メモ」の配布により、花粉症の予防・治療等の知識の普及に努めています。

(健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

HP http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_kankyo/kafun/

花粉症一口メモ

平成29年版



東京都健康安全研究センター

ポータルサイト「東京都アレルギー情報navi.」

アレルギーに関するリーフレット等の一部

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順

アレルギー症状が ある (症状が進行し 疑われる)	原因食物を 食べた (可飲性を疑う)	原因食物に 触れた (可飲性を疑う)
------------------------------------	--------------------------	--------------------------

発見者が行うこと

- 子供から目を離さない、ひとりにならない
- 助けを呼び、人を集める
- エビペンと内服薬を持ってこよう指示する

A 施設内での役割分担

アレルギー症状	アレルギー症状
全身の症状 ・意識がない ・嘔吐を繰り返す ・くっつき ・尿や便を漏らす ・顔が蒼白になる ・唇や爪が青白い	呼吸器の症状 ・声がかすれる ・犬吠喘息のような咳 ・のどや喉が腫れ上がる ・痰 ・呼吸が浅くなる ・唇や爪が青白い ・ゼーゼー、ヒューヒュー
消化器の症状 ・腹痛 ・嘔吐 ・下痢	皮膚の症状 ・かゆみ ・じんましん ・赤くなる
顔面・目・口・鼻の症状 ・顔面の腫れ ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・口の中の腫れ、唇の腫れ	

緊急性が高いアレルギー症状はあるか?
5分以内に判断する

B 緊急性の判断と対応 B-1参照

ある

- ただちにエビペンを使用する
- 救急車を要請する(119番通報)
- その場で安静にする
- その場で救急隊を待つ
- 可能な限り内服薬を飲ませる

C エビペンの使い方

エビペンが2本以上ある場合
 反応がなく
 呼吸がない
 心臓蘇生を行う

エビペンを使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合、次のエビペンを使用する

E 心臓蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保証書または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し
 症状チェックシートに正しい
 観察し、報告する
 緊急性の高いアレルギー症
 状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

東京都 2017年 3月版

ぜん息の患者さん、ご家族へ

～ぜん息の知識と対応法Q&A～

東京都

放射能測定体制及び情報発信の推進

空間放射線量の測定

都内8か所に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します。また、測定機器の貸出しや技術的助言により、区市町村による測定を支援しています。

食品等の放射性物質の検査の実施

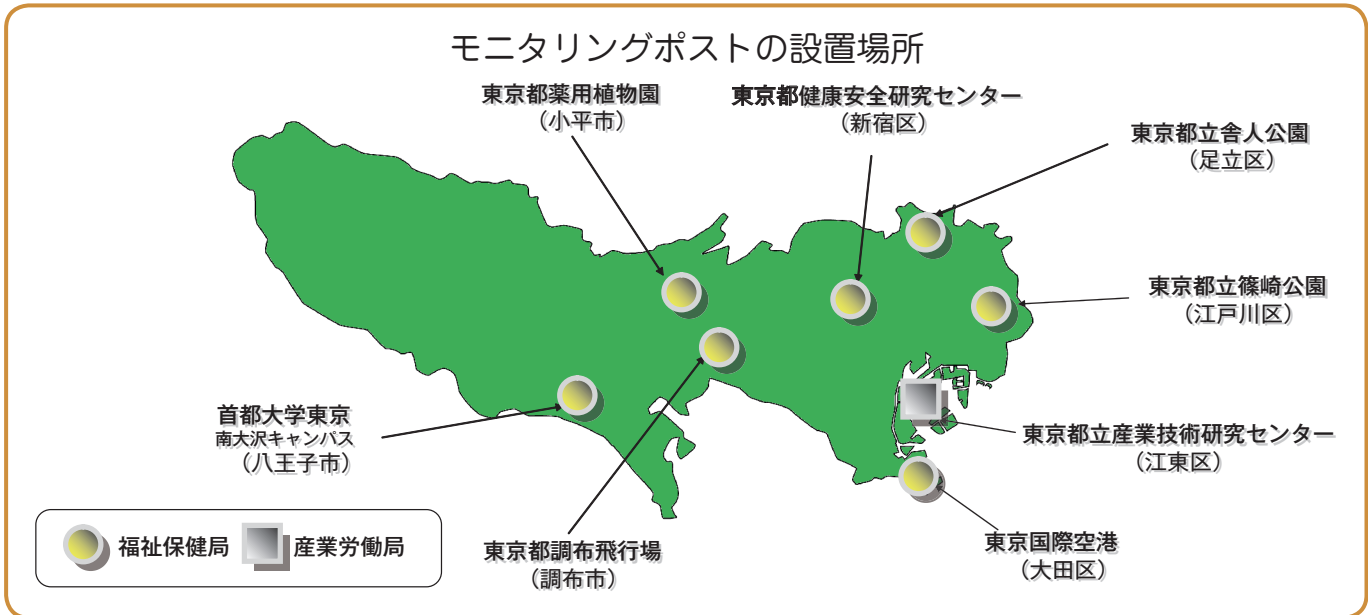
都内に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心

に、モニタリング検査を実施するほか、芝浦と場でと畜した牛肉の全頭検査を行っています。

情報発信の推進

放射能に関する測定・検査結果について随時ホームページで公表しています。また、外国人の方向けに英語版での情報提供をしています。

HP <http://monitoring.tokyo-eiken.go.jp/>
(健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部環境保健衛生課、食品監視課)



衛生的な環境の確保

多くの人が利用する興行場、旅館、公衆浴場等の営業施設や水道施設等の衛生確保のため監視指導などを行っています。
(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

営業施設の衛生確保

理容所、美容所、クリーニング所、興行場(映画館、劇場など)、旅館、公衆浴場、プールなどの許可のほか、立入検査などの監視・指導を行っています。

特定建築物の衛生確保

事務所や店舗等の用途で一定規模以上の建築物について、空気環境、給排水管理などの監視・指導を行っています。

温泉利用の許可・監視指導等

温泉を利用する施設の許可や監視・指導を行っています。また、温泉成分分析を行う機関の登録や監視・指導を行っています。

飲料水の安全

水道施設などの監視指導や水質検査を行い、飲料水の安全を確保しています。また、簡易水道事業者などに対して、技術的・財政的支援を行っています。

ねずみ・衛生害虫等の相談・指導

ねずみ・衛生害虫等の被害を未然に防ぐため、適切な駆除方法を普及啓発するとともに、都民からの相談に対応しています。

レジオネラ症の防止対策

公衆浴場、旅館、プール等を対象に利用者への感染を防止するため、循環浴槽等の衛生管理について監視・指導や助言を行っています。

動物の愛護と管理

近年、犬や猫をはじめ様々な動物が飼育されるようになりました。一方で、飼育モラルの欠如による近隣への迷惑行為や動物取扱業での不適切な管理などペット動物に関する問題も生じています。また、人と動物の関係がより密接なものとなり、狂犬病、鳥インフルエンザなどの動物由来感染症の予防も一層重要となっています。

都では、「東京都動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、施策の着実な推進を図っています。
(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)

動物の引取数減少・譲渡拡大

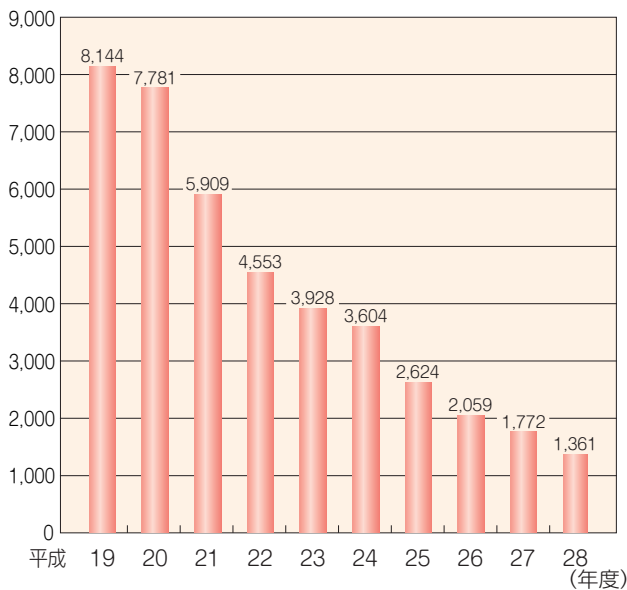
一部新規

動物の殺処分ゼロに向けて、引取数を減少させるため、動物の適正飼養・終生飼養の普及啓発や区市町村における飼い主のいない猫対策の取組支援などを実施しています。また、引取り・収容された動物の譲渡機会を拡大させるため、譲渡促進月間（11月）におけるPRイベントの開催や東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」の開設、ボランティア団体等と連携した離乳前子猫の育成・譲渡、負傷動物の譲渡に協力する団体等への必要な物資の提供など、様々な取組を行っています。

東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」

HP <http://wannyan-tokyo.jp/>

■東京都における動物の総取扱数*



*総取扱数とは「犬の捕獲・収容数」、「犬猫の引取数」及び「負傷した犬猫等の収容数」の合計であり、八王子市及び町田市の実績を含みます。

動物愛護推進員

地域において、動物愛護や適正飼養についての普及啓発や助言、支援を行います。平成 29 年 12 月 1 日現在で、306 名の動物愛護推進員を委嘱しています。

動物取扱業の規制

動物の販売、保管、訓練、展示など動物取扱業の登録を行っています。また、平成 25 年 9 月から規制強

化された動物の対面販売や幼齢の犬猫の取扱い等の確認を含めた監視指導を行っています。

危険な動物の飼養規制

ライオン、わし、わになどの危険な動物（特定動物）についての飼養保管許可や飼養施設基準に基づく指導などを行っています。また、危害の発生防止のため、施設の立入調査による監視指導を行っています。

動物由来感染症

狂犬病や鳥インフルエンザなどの動物由来感染症の人への感染防止のため、調査研究を行い、予防対策を講じるとともに、発生時に迅速な対応ができるよう、体制を整備しています。

災害時の動物救護

危害防止及び動物愛護の観点から、避難所等での動物の受入や動物救護活動が速やかに行えるよう、区市町村や都獣医師会等関係団体との協力体制を整備しています。また、区市町村が行う動物一時避難所整備、フード・ケージの備蓄、応急処置備品、飼い主を対象とした普及啓発等に対し、支援を行っています。

動物愛護相談センター

都における動物行政の拠点として、飼い主不明の犬の保護・収容、犬・猫の引取り、返還、譲渡、負傷動物の収容・治療、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養保管許可、動物由来感染症対策などを行っています。



負傷動物の治療